

令和元年度・2年度労災疾病臨床研究事業費補助金

研究結果の概要

研究課題名：「仕事を原因とした精神疾患の発症により労災認定を受けた長期療養者に対する治療と並行して行う効果的な社会復帰支援に関する研究」

研究代表者：桂川 修一

A 研究目的

労災認定患者の長期療養化の要件を明らかとし、その防止策の具体的な提言を行うこと目的として本研究を実施した。

B 研究方法と結果

1. メンタルヘルス不調による長期療養者の就労支援に効果的な精神科主治医と職場との連携技法の実用化研究：メンタルヘルス不調者とその職場への精神科主治医の対応状況を把握する目的で全国の精神科診療所を対象に調査し、得られた結果を集計し分析をした。2年目は連携効果が認められた好事例を収集し、精神科主治医と職場との連携ハンドブックを試作した。

2. うつ病、神経症性障害等の精神疾患の治ゆ評価：発症時の業務による心理的負荷の有無と時間的軽減のアンケート調査とうつ病と不安症状の自己記入式質問紙の認知行動療法経過中の実用性調査を実施した。2年目は職場での psychological injury に関する患者および労働者に対する簡便な自己記入式質問紙として、改訂出来事インパクト尺度 (IES-R) の有用性を検討した。

3. リワークプログラムに対する企業人事労務担当者の意識調査：企業人事労務担当者に対しリワークプログラムに対する意識調査とリワークプログラム実施医療機関に対して労災保険適用利用者の実態調査を実施した。

4. 労災認定された長期療養者を対象とした企業と協働した段階的な治療プログラムの提言：一般社団法人日本うつ病リワーク協会に所属する施設に対し、新型コロナウイルス感染が拡大する中での施設対応、及び運営方法の見直しや対策などについて調査した。

5. 労災認定患者の長期療養を防ぐための対策研究・企業における休業者の実態調査：休業者の調査を実施し、メンタル休職に係る診断書病名を国際疾病分類に基づいて分類し、休職期間について検討した。2年目は企業における休業者の実態を疾病調査と長期休職者の調査を行った。

6. メンタルヘルス外部支援機関として休業者に対する支援の現状と役割に関する調査研究：休業者に対する支援事例の質的検証の目的で調査票の作成を行った。2年目は精神科医療機関医師を対象に調査票を配布・回収し、休業者に対する支援事例を質的に検証した。

7. 人事労務担当者に対する労災医療に関する意識調査研究：全国の事業所における人事労務担当者 1,000 名に対し、ネット上でアンケートを実施してその結果を分析した。

8. 精神障害者雇用における病状経過と労災予防に関する調査研究～人事労務担当者へのアンケート調査を通して～：全国の事業所における人事労務担当者 1,300 名に対しネット上でアンケートを実施して、労災発生の予防、安定就労、および社会復帰支援に向けた職場の課題を明らかにした。

9. 精神障害者の就労に向けた支援機関の取り組みの現状と課題：全国各拠点のハローワーク 12

カ所と、産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、障害者就業・生活支援センターなど4ヶ所を選定し訪問調査を実施した。

10. 精神障害者の就労に向けた支援機関の取り組みの現状と課題—非医療機関の役割—：精神障害者の安定就労・雇用促進に向けて、全国の障害者就業・生活支援センターにアンケート調査を実施し、連携の深い機関には聞き取り調査を実施してそれら結果を考察した。

11. 精神疾患により長期療養中の労働者に対する標準的な症状評価と医療と職域間連携の手法に関する調査研究—治療就労両立支援モデル事業等の応用—：うつ病で休業中の労働者を対象に、治療就労両立支援モデルの4つの軸評価を行い、休業ならびに療養期間と各状態像との相関について予備的調査を行なった。2年目は東邦大学医療センター佐倉病院メンタルヘルスクリニック通院患者と同デイケア利用者の計35名を対象に、無記名自記式のアンケート調査を行い、罹病及び休業の実態と職業性ストレス等の相関についての傾向を求めた。

12. 労災認定患者の長期療養を防ぐための対策研究：全国都道府県労働局労災補償課長への統括調査と3年以内に治癒できた事例と5年以上経過しても治癒しない事例の個別調査を実施した。2年目は15年以上の長期療養に至った事例調査を実施し、治癒に至らない要因を明らかにして職場復帰・就労支援のための治療プログラム等の方策を検討した。

13. 諸外国の就労可否判断、及び復職支援の現状：復職ガイドラインにもとづく調査：諸外国の文献を調査して、復職に関するガイドライン、就労可否判断の方法とその基準、復職への取り組みに関して考察した。

14. 療養者の生活モニタリングデータを用いた就労可否判断の実用可能性の検討—気分障害による休業者を対象として—：気分障害の休業者に対する就労可否判断の客観的な指標として生活モニタリングデータを利用する可能性について文献調査を行った。

15. 精神障害による休職者の社会的寛解に要する期間の検討：寛解状態にある（治癒、症状固定）の判断に必要な社会的寛解の期間について東邦大学医療センター佐倉病院デイケアを利用した63名を対象に調査し、結果を分析した。

## C 結論と今後の展望

それぞれの研究の結論は報告書の要旨に記載し、参考となる資料を添付して、治癒判断を含めた社会復帰レベル把握のための客観的指標および主治医、産業医、企業等の支援の具体的な提言を述べた。すなわち療養期間の目安を示すことに加えて、開発されたハンドブックを活用して主治医と産業医の連携力を高めること。PHQ-9とGAD-7を用いたうつ病の経過確認と、職場復帰時には職場ストレスの心的外傷の評価。社会的影響により見直されるリワークプログラムへの診療報酬の改変や経済的支援の検討。企業における管理職や人事労務社員への教育研修と、労働者個人のパーソナリティに応じた職場環境整備。労災療養者の職場復帰に関する労務人事担当者への指導と支援、精神障害者雇用での労災予防対策の研修教育や制度整備。精神障害者就労支援に関わる人材育成と、障害者就業・生活支援センターにおける取り組みの支援。長期療養者の復職に際して発達特性に着目した評価と社会的寛解期間の検討。就労可否判断におけるエビデンスレベルの高い判断基準つくりとその判断モデルに関する研究が必要となる。